

広島県教育委員会訓令第一号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。